

知的財産権と独占禁止法

弁護士法人堂島法律事務所

弁護士 酒井 紀子

知的財産権と独占禁止法との関係は、これまでも論じられてきた基本的なテーマである。基本的な考え方は、ガイドランや審決、判決に見られるように、おおむね定まっている。しかし、技術の発展と利用方法の進化、そこから生まれる新しい形態の事業活動等との関係では改めて論じられることもある。

本稿では、知的財産権と独占禁止法との関係の基本的な考え方、さらに最近のテーマについて検討する。

I 知的財産権と独占禁止法との関係－基本的な考え方と具体的な事例

1 知的財産権に関する独占禁止法の規定

知的財産権と独占禁止法の関係は、知的財産法が知的財産の独占の利用を認めるのに対し、独占禁止法は私的独占等を禁止することから、相反するように見える。しかし、両法の目的規定をみると、目的は同じだが、目的を実現するための手段が異なるということになる¹。

知的財産法は、知的財産を保護し、一定期間、排他的・独占的に利用する権利を付与することで、産業の発達または文化の発展に寄与すると規定する（特許法1条、著作権法1条など）。他方、独占禁止法は、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法など、競争を制限または阻害する行為を禁止し、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進すると規定する。このように、どちらも、法の目的は、産業の発達等、あるいは国民経済の健全な発達という共通するものといえる。ただ、目的を達成するための手段として独占的行為を認めるかどうかに違いがあるといえよう。さらに、知的財産法は個別の権利を保護するものであるのに対し、独占禁止法は自由競争経済秩序を保護するものであるという点も異なる。

このような両法の関係について、独占禁止法21条は、「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。」と規定しており、適用を除外される「権利の行使」と認められる行為がメルクマールとなる。

2 独占禁止法のガイドライン

独占禁止法の条文は抽象的で包括的な規定が多く、ガイドラインは解釈や先例を示すことで予測可能性を高めるものであり、知的財産権に関するものもある。

1 根岸哲・舟田正之「独占禁止法概説」第5版394頁

金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄「独占禁止法」第6版第8章394頁

白石忠志「独占禁止法」第3版160頁

「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（知的財産ガイドライン）は、知的財産に関する独占禁止法のガイドラインのうち、基本となるものであり、21条の「権利の行使」に当たる行為について説明したものである。同ガイドラインの冒頭部分では、知的財産と独占禁止法の関係について次のように説明している。

「技術に係る知的財産制度は、事業者の研究開発意欲を刺激し、新たな技術やその技術を利用した製品を生み出す原動力となり得るものであり、競争を促進する効果が生ずることが期待される。（略）

他方、知的財産制度の下で、技術に権利を有する者が、他の事業者がこれを利用することを拒絶したり、利用することを許諾するに当たって許諾先事業者の研究開発活動、生産活動、販売活動その他の事業活動を制限したりする行為（技術の利用に係る制限行為）は、その態様や内容いかんによっては、技術や製品をめぐる競争に悪影響を及ぼす場合がある。

したがって、技術の利用に係る制限行為についての独占禁止法の運用においては、知的財産制度に期待される競争促進効果を生かしつつ、知的財産制度の趣旨を逸脱した行為によって技術や製品をめぐる競争に悪影響が及ぶことのないようにすることが競争政策上重要であると考えられる。」

このほか、個別のテーマに関するガイドラインもあり、各テーマについて説明する。

- ① 標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方²
- ② 共同研究開発に関する独占禁止法上の指針³
- ③ スタートアップとの事業連携に関する指針⁴

3 「権利の行使」と評価できる場合

知的財産ガイドラインでは、「知的財産権の趣旨を逸脱する行為」は、「権利の行使」と評価できないとされる。

(1) 知的財産権の趣旨を逸脱する行為

技術に権利を有する者が、他の者にその技術を利用させないようにする行為及び利用できる範囲を限定する行為（制限行為）は、外形上、権利の行使とみられるが、実質的に権利の行使とは評価できない場合は、独占禁止法の規定が適用される。権利の行使と評価できるかどうかの判断は、行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るという、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められるかどうかによるとする⁵。

(2) 競争に対する悪影響

逸脱する行為かどうかを判断する場合、競争に対する悪影響についても勘案する。制限行為が、私的独占・不当な取引制限に該当しうる場合は、一定の取引分野（市場）における競争が実質的に制限されるかを検討する。また、不公正な取引方法に該当しうる場合は、競争が減殺されるかを検討するが、競争手段として不当か、又は自由競争基盤の侵害となるかについて検討を要する場合もある。

ア 一定の取引分野（市場）

2 平成17年6月29日制定、平成19年9月28日改正。本文Ⅱ1（1）参照。

3 平成5年4月20日制定、平成29年6月16日改正

4 令和3年3月29日制定。本文Ⅲ参照。

5 権利の行使と認められるかどうかの判断に当たっては、権利の消尽にも留意する必要がある。本文Ⅰ4（3）イ参照。